

令和3年8月 農業委員会総会

1. 開会日時  
閉会日時

令和3年8月26日(木) 9時00分  
令和3年8月26日(木) 10時10分

2. 場 所

川棚町中央公民館 1階 講習室

3. 農業委員

1番 2番 3番  
4番 5番 6番  
9番 10番 11番  
12番 13番

(欠席 7番 8番 )  
(遅刻 なし )  
(早退 なし )

4. 最適化推進委員

14番 18番

5. 議事録署名人

3番 10番

6. 付議事件

第11号 農地法第5条の規定による許可申請について  
第12号 農用地利用集積計画の決定について  
第13号 農用地利用配分計画に対する意見聴取について

7. 協議事項

・川棚町総合計画審議会委員の推薦について

9. その他

・行事報告について  
・農地利用状況調査の割り振り表の提出について (説明)

<p>事務局長</p>	<p style="text-align: center;">令和3年8月 農業委員会総会</p> <p>令和3年8月26日(木) 9時00分 川棚町農業委員会 中央公民館 1階 講習室</p> <p>ただいまから、令和3年度8月の農業委員会を開催します。</p> <p>「本日は、〇〇委員・〇〇委員が欠席です。委員13名中11名の出席ですので、総会は成立している事をご報告します。 また本日は農地利用最適化推進員の皆様にも参加していただいています。 長崎県には、現在県独自の緊急事態宣言が発出されています。なるべく短時間で会議を終了したいと思いますのでご協力お願いします。」 「それでは、開会に当たりまして、会長からご挨拶をお願いします。」</p>
<p>会長</p>	<p style="text-align: center;">(挨拶)</p> <p>「それでは報告事項の報告及び次回総会等の開催日の提案を事務局からお願いします。」</p>
<p>事務局</p>	<p>「それでは報告事項1番、8月の行事及び9月の予定についてご報告いたします。(各報告)」 「現地調査を9月21日調査員に〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員にお願いします。総会を9月24日開催でご提案いたします。」</p>
<p>会長</p>	<p>「ただいま、事務局から次回の現地調査及び総会開催予定日の提案がありましたがいかがでしょうか。」</p>
<p>全委員</p>	<p>「異議なし。」</p>
<p>会長</p>	<p>「それでは次回の現地調査の日程を9月21日、総会開催日を9月24日に予定としたいと思います。」</p> <p>「次回の調査委員は〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員としますのでよろしくお願いします。」</p>

会長	「これより本日の会議を開きます。なお、議事に入ります前に議事録署名人を指名いたします。議事録署名人を、〇〇委員、〇〇委員にお願いいたします。」
会長	「それでは、続いて議案第11号 農地法第5条の許可申請について審議を行います。まず5条1番の申請から審議したいと思いますので事務局から説明をお願いします。」
事務局	<p>総会資料4ページをお開き下さい。(議案朗読及び説明)</p> <p>「当該農地は、農業振興地域内ですが、農用地ではなく、半径500メートル以内に教育施設等が2施設存在する、市街化の傾向が著しい区域内的の農地であり、第3種農地に該当すると判断されます。」</p>
会長	「それでは、〇〇調査委員から説明をお願いします。」
委員	<p>「9番、〇〇です。24日に〇〇委員、〇〇委員、事務局係長と地元の〇〇委員、〇〇委員と調査いたしました。</p> <p>場所は、国道を〇〇〇方面に向かい、〇〇〇の道向こうの町道を斜めに入り、150m程の左側でした。休耕地で土地は道より50センチ程低い土地でした。少しなだらかな土地でした。</p> <p>休耕地で耕作はされておらず、草払いはしてありました。町道の高さまで埋め立てをして建てるという事でした。雨水、排水については道路の反対側の排水路がありますので近くに溜柵を作り雨水を流す、また、下水、排水は下水道に接続するという事でした。日照についても問題はないと思いました。」</p>
会長	「続いて、地元委員の〇〇委員より説明をお願いします。」
委員	「13番、〇〇です。ここは、昨年12月に相談があったもので雨水、排水が隣接する〇〇さんの溜池に流水するという事でしたが、12月の分が取り下げてあったのが今回、設計移行してありまして、隣の〇〇宅の付近に溜柵を設けてビニールパイプの埋設で雨水、排水の対応をするそうです。この所有者の〇〇〇〇さんは、30年程前まで住んでいらっしゃいましたが、生家である熊本に戻られて、元の東小串の総代であった〇〇〇〇さんが畑として使用しておられました。亡くなられてから近隣住民の方々が保全管理で草払い程度をしてこられた状況です。近隣の方々も高
会長	

	<p>齢化で草払いもままならないようです。平屋で日照にも問題は無いようです。申請内容として問題は無いようです。」</p>
会長	<p>「続いて、地元推進委員の〇〇推進委員から意見をお願いします。」</p>
推進委員	<p>「19番、〇〇です。先程の〇〇委員の説明でほぼ詳しく説明されたとおりです。私も許可相当と思われます。以上です。」</p>
会長	<p>「これより質疑を行います。質疑等ございませんか。前に一度取り下げになった案件で今回再申請と言う事です。特に問題は無いようですがいかがでしょうか。」</p>
全委員	<p>「異議なし」</p>
会長	<p>「質疑など無いようですので、5条1番については許可相当として進達することにご異議ございませんか。」</p>
全委員	<p>「異議なし」</p>
会長	<p>「異議なしと認めます。よって議案第11号 農地法第5条1番の許可申請については許可することに決定します。」</p>
	<p>「それでは、続いて議案第11号 5条2番、の許可申請について審議を行います。事務局から説明をお願いします。」</p>
事務局	<p>資料14ページ 議案説明</p> <p>「当該申請は治山ダム事業の関係で令和元年7月にも同様の一時転用が提出されていますが今回、申請者が変わっていますが場所等同じ内容となっています。」</p> <p>「当該農地は、農業振興地域外内ですが、農用地ではなく農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、第1種農地、第3種の内にも該当しない第2種農地と判断されます。」</p>
会長	<p>「それでは現地調査委員、〇〇委員から説明をお願いします。」</p>

委員	<p>「6番、〇〇です。24日に当月の担当委員と事務局1名、現地に地元委員の〇〇委員と〇〇推進委員で調査いたしました。</p> <p>ここは、〇〇の交差点から〇〇方面へ上り、〇〇〇の事務所があった所の手前の所でした。3年前に砂防をすると言う事で残土を一度は綺麗に取り除いていた所でした。特に私は問題無いと思います。詳しい事は他の調査委員にお願いします。」</p>
会長	<p>「続いて地元委員 〇〇委員から補足説明をお願いします。」</p>
委員	<p>「4番、〇〇です。事務局と〇〇委員からの説明のとおりです。私の自宅の50m程の上に令和元年から工事をしていたのですが、去年の6月に工事が中断をしていました。</p> <p>次の業者が決まらず、約一年間そのまま、やっと工事が出来る段階をむかえることができた次第です。</p> <p>工事の為の申請でここには鉄板を敷いて工事を進めて行かなければならない所です。</p> <p>工事が終わったら鉄板をはずしてもとの農地に戻す事になると思います。この一年、台風水害等の後に何度も技術系の係長には来て頂き、補修作業等もしてきました。」</p>
会長	<p>「続いて地元推進委員の〇〇委員から他に補足する事が有ればお願いします。」</p>
推進委員	<p>「14番、〇〇です。2年程前に治山工事のために通り道や材料置き場に使用するために畑を借りられていた農地でした。今回も借りられるという事ですが、前回も終了後平にして返還されていましてので何ら今回も土砂が崩れるとか、周りに迷惑をかけるとか問題はなく、業者が変わるだけで特に問題はないと思います。」</p>
会長	<p>「それでは、5条2番について質疑を行います。質疑等ございませんか。」</p>
全委員	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>「質疑など無いようですので、採決に移ります。</p> <p>「議案第11号、農地法第5条2番について許可することにご異議ございませんか。」</p>

全委員	「異議なし。」
会長	「異議なしと認めます。よって議案第11号 農地法第5条2番の許可申請については許可することに決定します。」  「それでは、次に、議案第12号 農用地利用集積計画の決定について審議行います。事務局から議案の説明をお願いします。」
事務局	配布資料24ページをご覧ください 議案説明 「以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。」
会長	「ただいま事務局から説明がありました、議案第12号 農用地利用集積計画の決定について、質疑を受けたいと思います。質疑等ございませんか。」
全委員	「異議なし。」
会長	「質疑など無いようですので、採決に移ります。 議案第12号、農用地利用集積計画の決定について許可することにご異議ございませんか。」
全委員	「異議なし。」
会長	「異議なしと認めます。よって議案第12号 農用地利用集積計画については許可することに決定します。」  「続いて、議案第13号 農地利用配分計画に対する意見聴取について審議願います。事務局の説明をお願いします。」
事務局	配付資料29ページをご覧ください。 「川棚町長より農地利用配分計画に対する意見聴取の要請がっております。 この意見聴取願いは、すでに長崎県振興公社と中間管理事業で集積権利設定、配分をしていたもの、配分先を変更する事での意見聴取という事になります。」

事務局	<p>詳細説明</p> <p>「詳細については以上のとおりであります。ご審議をお願いします。」</p>
会長	<p>「ただいま事務局から説明がありました、議案第13号 農用地利用配分計画に対する意見聴取について、質疑を受けたいと思います。質疑等ございませんか。」</p>
全委員	<p>質疑等特になし</p>
会長	<p>「それでは質疑もないようですので、議案第13号農用地利用配分計画に対する意見聴取については 特段問題のない事で決定する事で異議ございませんか。」</p>
全委員	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>「異議なしと認めます。よって議案第13号 農用地利用配分計画については特段異議のない事で意見する事で決定します。」</p>
	<p>そのほか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 川棚町総合計画審議会についての報告</li> <li>② 秋の農作業雇用標準賃金について（別紙）</li> <li>③ 福本主任の病気入院について。</li> </ul>
会長	<p>「以上をもちまして令和3年8月の農業委員会総会を終了いたします。」</p> <p style="text-align: center;">会 長</p> <p style="text-align: center;">議事録署名人</p> <p style="text-align: center;">議事録署名人</p>